

【参考1】 日産社製の自動車に搭載された「プロパイロットシステム」

日産社製の自動車に搭載された「プロパイロットシステム」は、通常の車と同様、運転者が前方・周囲を監視しながら安全運転を行うことを前提に、車線維持支援、車間距離制御支援、衝突被害軽減ブレーキ等を行う機能に過ぎません。(※)

(※) 「官民 ITS 構想・ロードマップ2016」(平成28年5月20日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)における自動運転のレベル分けでは、レベル2に相当。

また、天候や周囲の交通の状況等によっては、これら機能が適切に作動しなくなることや、作動を突然停止することがあります。

したがって、運転者が、「プロパイロットシステム」を使用中に注意を怠ることは、極めて危険です。また、万が一事故が発生した場合には、原則として運転者がその責任を負うこととなります。

【参考2】 安全運転支援システム・自動走行システムの定義(官民 ITS 構想・ロードマップ2016より抜粋)

<システムによる車両内ドライバー機能の代替>

分類	概要	注(責任関係等)	左記を実現するシステム	
情報提供型 ² 自動制御活用型	ドライバーへの注意喚起等	ドライバー責任	「安全運転支援システム」	
	レベル1 : 単独型 加速・操舵・制動のいずれかの操作をシステムが行う状態	ドライバー責任		
	レベル2 : システムの複合化 加速・操舵・制動のうち複数の操作を一度にシステムが行う状態	ドライバー責任 ※監視義務及びいつでも安全運転できる態勢	「準自動走行システム」	「自動走行システム」
	レベル3 : システムの高度化 加速・操舵・制動を全てシステムが行い、システムが要請したときのみドライバーが対応する状態	システム責任(自動走行モード中) ³ ※特定の交通環境下での自動走行(自動走行モード) ※監視義務なし(自動走行モード: システム要請前)		
レベル4 : 完全自動走行 加速・操舵・制動を全てシステムが行い、ドライバーが全く関与しない状態	システム責任 ※全ての行程での自動走行	「完全自動走行システム」		

(注1) いずれのレベルにおいても、車両内ドライバーは、いつでもシステムの制御に介入することができる⁴。